

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第30条の14第2項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

(届出日) 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
氏名

開設者の住所、氏名を記入してください。
開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
なお、公的病院等の場合は、氏名欄は施設の長の職名・氏名の記載でも構いません。

	品 名	数 量
廃棄した医薬品である覚醒剤原料	エフピーOD錠 2.5mg	10錠
廃棄を行った施設の所在地及び名称	佐賀市城内 1-X-X 医療法人佐賀会 県庁病院 (薬局)	
廃 棄 の 日 時	XX年XX月XX日	
廃 棄 の 場 所	薬剤部 (調剤室)	
廃 棄 の 方 法	粉碎後放流	
廃 棄 の 事 由	処方変更により不要となったため、患者から返却。	
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。

この事務手続きに伴いお預かりした個人情報届出事務に利用し、第三者に提供しません。ただし、関係法令の目的達成のため必要な場合、法令等に定めがある場合、公益上の見地からやむを得ない場合などに提供や利用する場合があります。